

# 9月定例議会および議会臨時会で議決された主な議案

9月定例議会および第3回議会臨時会において、下記の施策を行うことが決定されました。

## 元職員による収賄事件に関する特別職の処分について

元職員による収賄事件をうけて、9月30日に開催した議会臨時会において特別職の減給処分が決定されました。

「鶴田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」の一部を次のように改正する。

### 1. 内 容 町長及び副町長の令和3年10月・11月の給料月額を減額

	現 行	改正後	減額割合
町 長	703,000 円	492,100 円	30%
副町長	576,000 円	460,800 円	20%

### 2. 施行期日 令和3年10月1日から施行

令和3年6月1日、元職員が収賄容疑で逮捕され、9月15日に青森地方裁判所において、懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金15万円の有罪判決を受けました。

このたびの事件では、町民の皆さまの信頼を裏切ることとなり、心よりお詫び申し上げます。

町の責任者である町長の私および補佐役である副町長は、今回の事件の監督責任をとるため、給料の減額をすることとしました。

今後は、再発防止を徹底し、町民の皆さまの信頼回復に誠心誠意努めてまいります。

鶴田町長 相川正光

## 新生児特別定額給付金事業（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活支援として、次代を担う子どもの健全な育成に資することを目的に「新生児特別定額給付金」を給付します。

【対象者】 ①～④のすべてを満たす方

- ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の父または母
- ②新生児が、出生の日から町に住所を有し、かつ、新生児の出生の日以前から町に住所を有している方
- ③申請時に町内に生活実態がある方
- ④新生児につき妊婦特別定額給付金の給付を受けていない方

【給付額】 新生児1人につき10万円

【申請方法】 給付金申請書を提出（出生届出時に記入いただきます）

《添付書類》

- ・母子健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し
  - ・申請者名義の預金通帳等（口座番号や口座名義人のフリガナがわかるページ）の写し
  - ・申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- そのほか、ご不明な点のある方は下記までお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先

町民生活課 暮らしの窓口班 TEL：0173-22-2111（内線153・154）

## 令和4年産水稻種子助成事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年産県産米の大幅な価格の下落をうけ、水稻生産者の次期作に向けた経費の軽減および生産意欲の向上を図るため、令和4年産用の水稻に係る種子購入の一部を助成します。

【助成対象】 鶴田町に住所を有する水稻生産者 ※水稻作付面積10アール以上の方

【対象面積】 令和4年度水稻作付面積（加工用米・飼料用米・備蓄米等の主食用水稻以外も対象）

【補助対象経費】 令和4年産用水稻種子購入費の一部

【補助率】 80%以内

【申請方法】 後日、町農事振興会を通して生産者へチラシを配布することと併せて、ホームページ等でお知らせします

■問い合わせ・申込先

産業課 農業振興班 TEL：0173-22-2111（内線291・292・293）

## 地域経済支援臨時対策事業（事業者向け）

申請期間  
令和3年 令和4年  
10/20～2/28

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている飲食・観光・交通事業者等の事業者の方に対し経済的な支援を直接行い、事業の継続につなげることを目的に給付金を支給します。

### ① 飲食店等事業者支援臨時給付金

- 【対象】 鶴田町内に店舗を有する【飲食、仕出し、弁当、宿泊、交通事業者】  
※移動可能な店舗は除く  
【給付額】 法人事業主：30万円 個人事業主：10万円

### ② 飲食店等感染防止対策認証店奨励金

- 【対象】 鶴田町内に店舗を有し、青森県が実施している「あおり飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた飲食店  
【奨励金】 30万円

### ③ 飲食店等家賃支援補助金

- 【対象】 次の要件をすべて満たす事業者  
・鶴田町内に店舗を有し、家賃を支払い店舗経営している事業者  
・売上げが10%以上減少している事業者  
（売上高比較：令和元年7月～9月と令和3年7月～9月の3か月売上げ合計）  
【補助金】 家賃3か月分の80%に相当する金額（上限30万円）

【申請方法】 後日、対象と思われる事業者の方には申請書が郵送されます。

#### ■問い合わせ先・申込先

企画観光課 観光班 TEL：0173-22-2111（内線264・265）

※各事業の概要を記載したものです。この他にも条件がありますので、詳細は各担当にお問い合わせください。また、事業内容が変更になる場合があります。

## 事業者の方向け

申請期間  
令和3年 令和3年  
10/15～12/25

### 支給対象を拡大

## 第3弾 鶴田町商店等支援臨時給付金が始まります！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている商店等の事業者の方に対し経済的な支援を直接行い、事業の拡大、継続につなげることを目的に給付金を支給します。

- 【対象】 ・鶴田町内に店舗を有し、年間売上額が、令和元年と令和2年を比較して10%以上減少している事業者  
・第1・2弾鶴田町商店等支援臨時給付金を受給していないこと  
※移動可能な販売店、農業法人・団体、政治団体、NPO法人などは対象外です

#### 【給付額】

令和元年の売上げ	30%以上減		20%以上 30%未満減		10%以上 20%未満減	
	法人事業主	個人事業主	法人事業主	個人事業主	法人事業主	個人事業主
1000万円以上	40万円	30万円	32万円	24万円	20万円	15万円
500万円以上 1000万円未満	30万円	20万円	24万円	16万円	15万円	10万円
500万円未満	20万円	10万円	12万円	8万円	10万円	5万円

【申請方法】 企画観光課の窓口または郵送にて申請してください。

（申請に必要なものなどの詳細は、町ホームページで確認するかお問い合わせください）

※この他にも条件がありますので、詳しくは商工会・企画観光課窓口設置のチラシまたはホームページをご覧ください。

■問い合わせ・申込先：企画観光課 観光班 TEL 0173-22-2111（内線264・265）